

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
8月12日
(火曜日)

目次

- 告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（建築指導課）……………一
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）……………二
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出（商政課）……………二
大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取（三件）（商政課）……………三
- 選管告示
政治団体の名称等……………四
政治団体の異動事項……………四
解散等に係る政治団体の名称等……………四
資金管理団体の名称等……………四



山口県告示第二百七十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、山口県立山口高等学校特別教室新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立山口高等学校特別教室新築工事
- (一) 工事場所 山口市糸米一丁目二四二九番地一
- (二) 工事の概要

| 構 造 | 延 べ 面 積 |
|------------------------------|-------------|
| 鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上六階建 | 五、四七七平方メートル |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三條第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十六年八月十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書の提出期間及び時間

平成二十六年八月二十八日から同年九月二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年九月十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。



(二六八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年九月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人デイサービススクローバー

代表者の氏名 東上 佳代

主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字久賀四六〇二番地

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人ふるさと里山救援隊

代表者の氏名 田中 照敏

主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字久賀四八八三番地

(二六九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十六年八月十二日から同年十二月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク小月店

所在地 下関市小月駅前一丁目一番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名

サンデン交通株式会社 下関市羽山町三番三号 河内 秀夫

三 変更に係る事項の概要

| | | |
|----------------------|-------|-------|
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 | 山田 忠平 | 河内 秀夫 |

四 届出年月日

平成二十六年七月三十一日

五 変更年月日

平成二十六年七月三日

(二七〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年三月二十五日山口県公告(七六)に係る大規模小売店舗について次のとおり阿武町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年八月十二日から同年九月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び阿武町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 サンマート奈古店

所在地 阿武郡阿武町大字奈古三三二六の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二七一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年三月二十八日山口県公告(八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年八月十二日から同年九月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク西岐波店

所在地 宇部市大字西岐波一五六一の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク琴芝店

所在地 宇部市西琴芝二丁目九一〇
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク南浜店

所在地 宇部市南浜町二丁目八番四号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二七二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年三月二十八日山口県公告(九〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年八月十二日から同年九月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク港町店

所在地 山陽小野田市港町五八一〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



山口県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年八月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | その他の事項 | 備出(届出)年月日 |
|----------|--------|----------|--------------|--------|-----------|
| 木村卓夫後援会 | 木村 卓夫 | 木村 卓夫 | 宇部市新町 8番29号 | | 平成26、7、16 |
| 中村ゆたか後援会 | 中村 豊 | 中村 縁 | 岩国市元町4丁目/番5号 | | 〃 〃 25 |

山口県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十六年八月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 異動内容 | | 備出(届出)年月日 |
|----------------|-------|-------|-------|-----------|
| | | 新 | 旧 | |
| 自由民主党鹿野支部 | 会計責任者 | 福本 信子 | 藤本 佳美 | 平成26、7、10 |
| 自由民主党柳井支部 | 〃 | 中次 俊郎 | 山本 達也 | 〃 〃 1 |
| 自由民主党山口県タクシー支部 | 〃 | 田上 秀雄 | 織川角 章 | 〃 〃 9 |
| 細見正行後援会 | 代表者 | 菊元 五郎 | 光廣 雅治 | 〃 〃 17 |

| | | | | |
|---------------|-------|----------------|----------------|--------|
| 山口県医薬品登録販売者連盟 | 〃 | 大下 雅人 | 河野 安忠 | 〃 〃 |
| 山口県私立幼稚園振興連盟 | 事務所 | 下関市伊倉町3丁目5番//号 | 防府市宮市町//番2号 | 〃 〃 |
| 山口県精神科病院政治連盟 | 代表者 | 梶山 正迪 | 香川 敬 | 〃 〃 22 |
| | 代表者 | 小野 資尊 | 金子 清学 | |
| | 代表者 | 水津 信之 | 水木 泰 | |
| | 会計責任者 | 稲野 秀 | 水津 信之 | |
| | 事務所 | 防府市大字高井96//号 | 下関市富任町6丁目8番/8号 | 〃 〃 |

山口県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年八月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

| | | | | |
|---------|--------|----------|-----------------|------------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 解散年月日 |
| 藤本久雄後援会 | 山田 正 | 松永 栄一 | 下関市豊浦町大字小串487の2 | 平成25、12、31 |

山口県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十六年八月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

| 資金管理団体の 届出をした 者の氏名 | 公職の種類 | 資 金 | | 管 理 団 体 | 代 表 者 の 氏 名 | 備 考 |
|--------------------------|---------|-------|-----|--------------------|-------------|-------------------------|
| | | 名 | 称 | | | |
| 中村 豊 | 岩国市議会議員 | 中村ゆたか | 後援会 | 岩国市元町 4 丁目 / 番 5 号 | 中村 豊 | 平成26 年 7、25 日(届出) |

平成二十六年八月十二日印刷
發行

發行人所

山口県知事庁